

提 言 書

- 栗東市の安心・安全なまちづくりに向けて -

平成22年3月

栗東市防犯のまちづくり審議会

はじめに

心身ともに健やかに、幸せや豊かさを実感しながら、安全で安心できる地域に暮らすことは、私たち栗東市民みんなの願いです。

しかしながら、そのような願いも、あっけなく潰えることがあります。とりわけ、身近に発生する犯罪は、その軽重を問わず、私たちの暮らしに計り知れない影響を及ぼすものです。したがって、犯罪は未然に抑止されるべきものであり、防犯体制の構築はいかなる状況においても、最優先されるべき急務の課題です。

周知の通り、一昨年のリーマンショックに端を発する世界的な経済不況は、国内の経済・雇用情勢のみならず、私たちの暮らしの隅々にまで、深刻な影響を及ぼしつつあります。このような厳しい情勢を反映して、強盗やひったくりなど、国民生活に不安を与える事件が全国的に多発する傾向が見られ、今後の動向が懸念されているところです。

滋賀県全体の刑法犯認知件数を見ると、ひたすら増加の一途を辿っていましたが、行政・地域住民総ぐるみの取り組みによって、平成 14 年の 32,183 件をピークに、その後は減少に転じて、平成 20 年には 15,455 件とピーク時の半数以下になりました。しかしながら、最近のデータでは、殺人事件・強制わいせつ・放火などの凶悪犯罪、夜間一般住宅や事務所を狙う侵入盗、あるいは万引き・オートバイ盗などの窃盗事件は、横ばいもしくは若干の増加傾向さえ見られます。

栗東市でも、滋賀県全体と同様、刑法犯認知件数は平成 14 年の 1666 件をピークに減り始め、平成 21 年では 630 件にまで減少しています。しかしながら、隣接する草津市と守山市では、ピーク時に比べて減少幅は少なく、最近ではわずかながらも増加の傾向さえ見られるのです。こうした状況からすれば、栗東市においても今後の動向が危惧されるところです。

このような情勢のもと、犯罪を未然に抑止して、市民の生命・身体・財産を守るためには、行政と地域住民が連携・協働して、真に効果的な施策を積極的に推進することが重要です。

本審議会では、平成 17 年 1 月に策定された「防犯のまちづくり基本計画」に基づいて、平成 20 年 11 月から、栗東市の犯罪状況あるいは行政と地域における防犯活動の現状と課題等について審議を重ねてきました。本日ここに、その成果を、「栗東市防犯のまちづくり審議会の組織および運営に関する規則」第 2 条第 1 項第 2 号に基づき、当面の重点課題として、以下の通り提言いたします。

提 言

1 . 積極的な広報啓発活動の推進

(1) 各種防犯情報の提供

市民の生命、身体、財産を守り安全を確保するためには、各種防犯情報等を迅速かつ的確に提供する必要がある。

現在、市が提供している情報は、子どもを犯罪から守る不審者情報、空き巣・ひったくりなどの事件情報を、防犯情報として一斉通報システムにより配信しているが、さらに幅広く防犯に関する各種情報を提供すべきである。

<具体的な取り組み>

市庁舎内関係部局の連携を図るとともに、警察・関係機関との連絡を一層密にし、迅速な情報収集に努める。

防犯情報にとどまらず、交通事故情報など、多岐にわたる情報を幅広く提供する。

一斉通報システムのみならず、内容によっては防災無線を活用する。ホームページの内容を検討する。

市内各企業に対する情報提供を検討する。

(2) 広報誌の発行と活用

市民の自主防犯意識を高め、各地域における防犯活動を強化するためには、各種広報誌の活用が極めて重要であり、これを積極的に推進する必要がある。

現在は草津栗東防犯自治会発行の地域安全ニュース「まちかど」によって定期的に防犯広報が行われているほか、各自治会、各種団体においても適宜広報されているが、昨今の厳しい犯罪状況からみれば十分とは言えない。

<具体的な取り組み>

毎月発行の市広報誌に防犯情報欄を設け、必要な情報提供や地域での防犯活動等を広く紹介する。

各コミュニティーセンター発行の広報誌等を、なお一層活用する。各種団体及び各自治会に防犯情報を提供し、それぞれの機関紙等への掲載を依頼する。

2 . 自主防犯活動の活性化

(1) 自主防犯意識の高揚

「自分たちの地域やまちの安全は、自分たちの力で守る」という自助・共助の意識を高めることが最も重要である。

そのためには、広報啓発活動と併せて地域ぐるみの運動を広く展開することが必要であるが、現状はまだまだ十分とは言えない。

<具体的な取り組み>

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議が提唱する「4つのかける運動（声をかける、気にかける、呼びかける、鍵をかける）」を推進し、市民に定着させる。

自主防犯パトロールが各地域で継続的に実施されるよう、広く働きかける。

犯罪の被害者となりやすい子どもや女性、高齢者、障がい者などに対し、さらに積極的な啓発を実施する。

地域環境、生活環境など、地域の特色とニーズに即した有効な活動がなされるよう支援する。

活動事例：ルモンタウン自治会が実施した、地域特性を活かした防犯カメラの設置。

草津栗東防犯自治会の地域安全指導員連絡会議や研修会を定期的開催するなど活性化に努める。

(2) 自主防犯組織の拡大・育成

地域の実情に応じた防犯活動を効果的・継続的に実施するためには、「地域の安全は地域で守る」という強い意志を持った自主防犯組織を設立する必要がある。しかしながら、現状をみると、防犯協議会が設立されていない学区もあり、その意味で、地域間に温度差が生じている。温度差解消のためにも、防犯協議会未設立の学区には、早急に設立を働きかける必要がある。

<具体的な取り組み>

「学区防犯のまちづくり協議会」の設立に努める。

地域の活動拠点を各コミュニティーセンターとし、自治会間の連携を図る。

学区防犯のまちづくり協議会と既存の自主防犯活動団体が情報を共有し、有効な活動を推進する。

新規の自主防犯活動団体の設立を促進する。

(3) 地域リーダーの育成と防犯団体の活性化

現在、栗東市には35の自主防犯活動団体が登録されているが、その活動の主たるものは子どもを対象とする通学路の安全見守りや夜間パトロールなどである。しかし、地域環境の違いによって、防犯活動の具体的な内容も異なっており、行政はこの認識の下に、地域の特性とニーズに即応した活動が

効率的に行われるよう、なお一層の支援を怠らず、活動の活性化を図る必要がある。

<具体的な取り組み>

各地域の特性に応じた、真に効果的な活動がなされるよう、研修会や情報交換会を開催する。

地域の独自性を十分認識し、その独自性に配慮して、活動が出来るリーダーの育成に努める。

3 . 防犯モデル地区事業の推進

「市民協働のまちづくり事業」の一環として、一定の地域を防犯モデル地区に指定し、地域の実態に基づいた事業計画によって、自主防犯活動を促進し、防犯のまちづくりを推進する。

<具体的な取り組み>

各学区単位規模で防犯事業計画を募集し、防犯のまちづくり推進モデル地区事業として実施する。

広報啓発活動を積極的に推進し、自主防犯意識を高める。

4つのかける運動、一戸一灯運動を推進する。

防犯マップの作成、防犯灯の設置を促進する。

「青色回転灯防犯パトロール」を実施する。

4 . 防犯環境の整備

(1) 防犯灯の増設

夜間における街頭犯罪を抑止するためには、夜間照明は不可欠であり、防犯灯の増設が必要である。

<具体的な取り組み>

防犯灯は防犯効果が高く、これの普及に努める。

防犯灯を独自に設置した自治会の取り組みとその抑止効果を紹介し、防犯灯の増設を促進する。

活動事例：川辺住宅自治会では、自治会内の防犯灯を全て青色防犯灯に取り替える事業を実施。

センサーライトの設置を促進する。

(2) 閉館施設等の照明対策

市の施設が閉館あるいは統合されたために、閉館施設の照明がなくなり、夜間の環境が悪化して、青少年や暴走族の溜まり場となる可能性がある。また凶悪犯罪の発生も懸念されていることから、事前に対応を検討しておく必要がある。

<具体的な取り組み>

市は施設管理の面から防犯対策を検討し、防犯灯の設置、施設内への立ち入り禁止など、事前対応を徹底する。

周辺の自治会や企業等に対しても、防犯対策について協力を要請する。

(3) 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置による犯罪抑止効果はきわめて大きいことが実証されており、今日の犯罪情勢からしても防犯カメラの増設が必要である。

<具体的な取り組み>

子どもの安全確保のため、保育施設、学校施設、通学路、公園等への早期設置を検討する。

子どもが被害者となりやすい商業施設等への設置を促進する。

おわりに

この提言書は、「栗東市防犯のまちづくり審議会」の委員 11 名が、平成 20 年 11 月より、栗東市における犯罪の現状と課題を分析検討し、犯罪抑止のために実施すべき事項を重点課題としてとりまとめたものです。

委員各位からは、さまざまな意見が寄せられましたが、栗東市を安全で安心なまちにしたいという思いは一致していました。しかし、どうすれば安全で安心して暮らせるまちが構築できるのか。そのヒントはどこにあるのか、等々。

着目されたのは、かつて地域の防犯がどのように行われていたのか、ということでした。その仕組みは、このようなものだと考えられます。

すなわち、地域に暮らすもの同士が、「袖振り合うも多生の縁」とお互いを思いやり、助け合って暮らす。自分たちの地域は、自分たちで守る。こうした、自助・共助の精神、地域に根付いた生き方や考え方、人と人のつながりや絆の在り方が、いわば相互監視型の社会を自ずと醸成し、犯罪を抑止することに繋がっていた。結局は、人と人のつながりや絆こそが、地域における防犯あるいは自然災害発生時の要になるという理解です。

もちろん、行き過ぎた相互監視は論外ですが、今日の地域社会を見ると、懸念材料が多すぎるように思われます。とりわけ、人と人のつながりや絆、自助・共助の精神などは希薄化の一途を辿っています。希薄化と表現するより、一人一人が孤立していると言うべきかもしれません。つまり、人が暮らす地域はあっても、そこに暮らす人々はそれぞれに孤立化していて、いざというときに頼り合える存在ではないということです。

こうした状況のもと、防犯の要である人と人のつながりや絆を、どのように構築するのか。行政や自治会、非営利組織（NPO）の連携をどのように具現化してゆくのか。犯罪の被害者となりやすい子どもや女性、高齢者や障がい者ら要援護者などに対して、どのような具体策を講じるのか、等々。今日、私たちに突きつけられている課題は、まさしく山積みの状態です。

しかし、当面の課題として、私たちが取り組むべきは、半減した犯罪が増加に転じないように努めること、そして、さらなる抑止への具体的な施策を行政と地域が連携して一層推進することです。

防犯は広範多岐にわたる活動ですから、種々様々な問題点や課題があって、その実施には様々な困難が予測されます。しかし、行政は地域住民の生命・身体・財産を守るという基本姿勢に立って、他に優先して防犯対策に取り組む必要があります。そのためには、関係部局が連携・連帯し、「防犯まちづくり推進本部」を設置して、地域住民の防犯活動を支援推進することが大切です。

この提言書には、上記の厳しい現実を勘案して、身近に実施できる具体策をまとめました。今後、この提言書に盛り込まれた諸事項が、栗東市の推進する「安心・安全な防犯のまちづくり」に活用されることを期待しています。

參考資料

図 1 . 滋賀県の刑法犯認知件数の推移 (平成 6 年 ~ 平成 2 1 年)

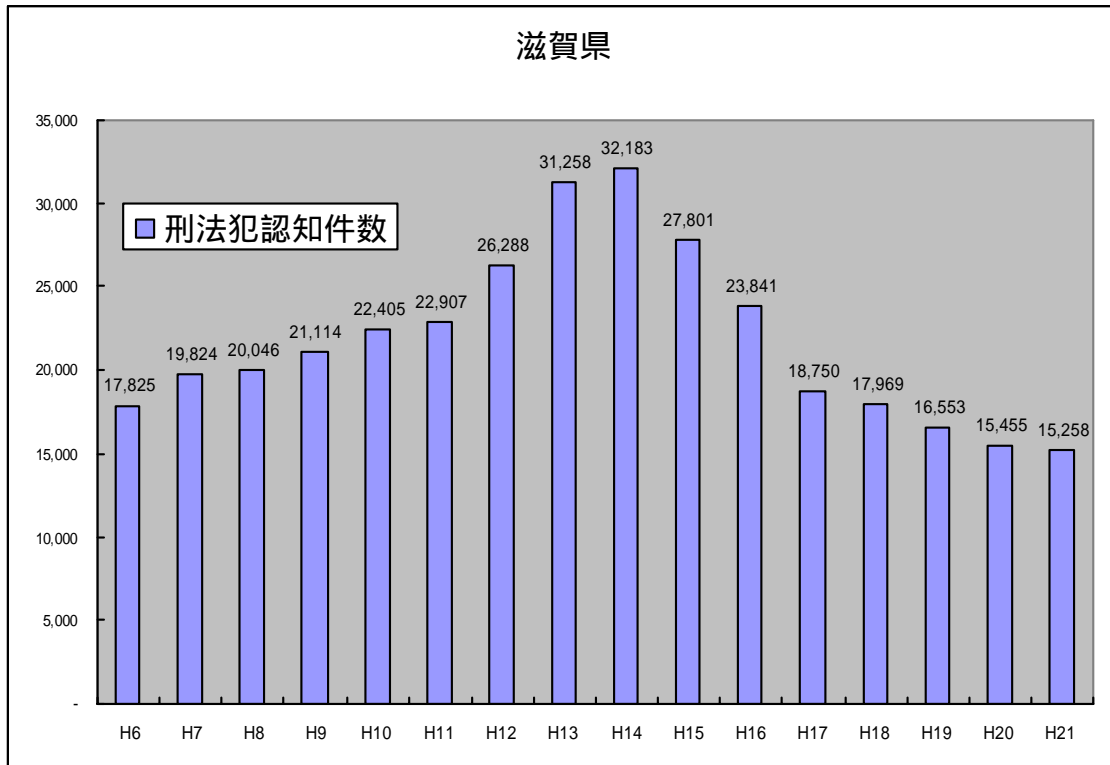


図 2 . 栗東市の刑法犯認知件数の推移 (平成 6 年 ~ 平成 2 1 年)

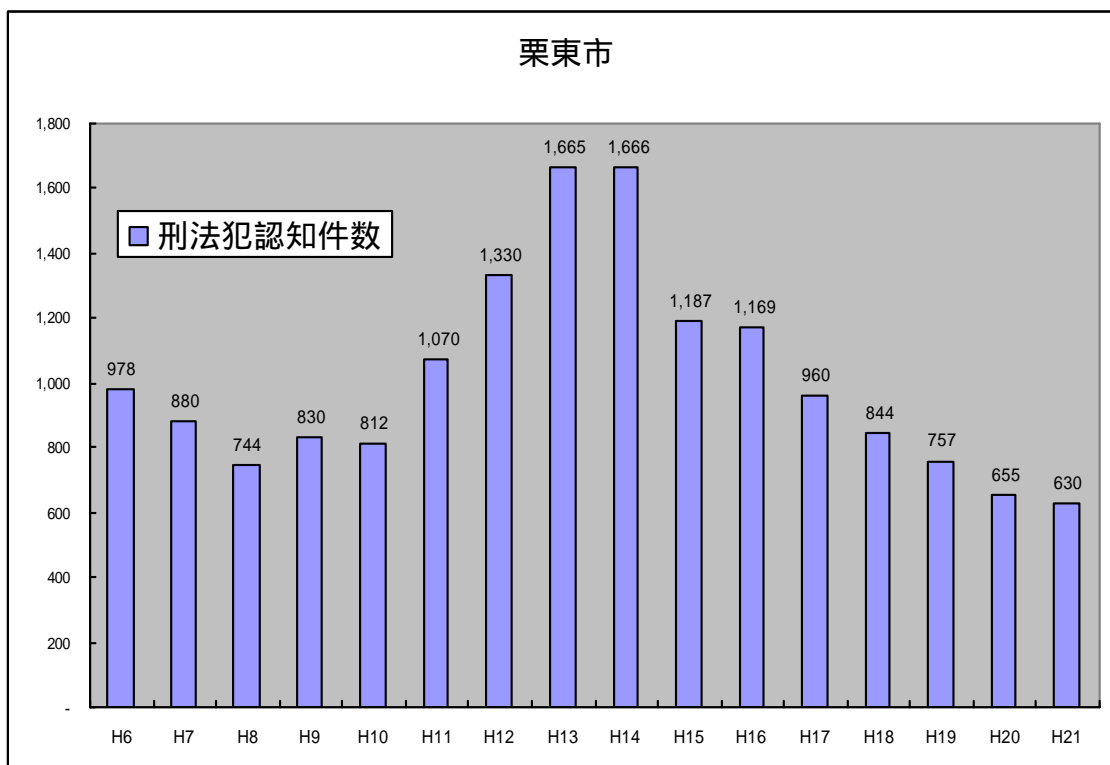
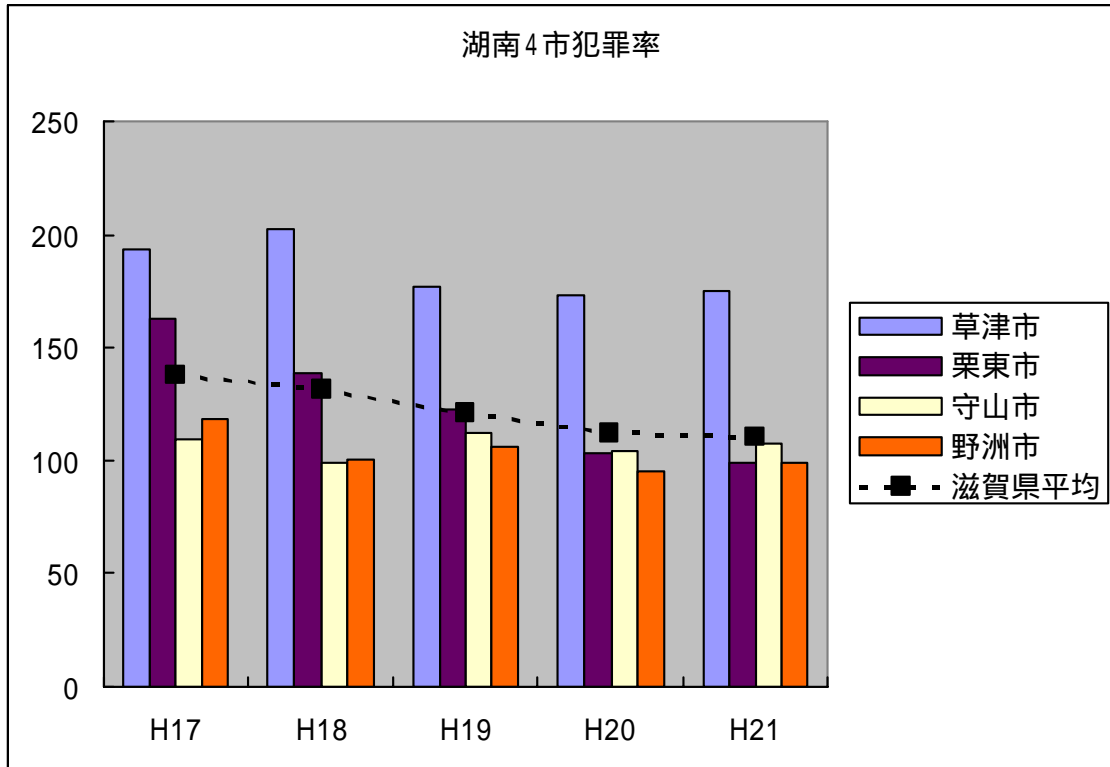


図3. 湖南4市（草津・栗東・守山・野洲）の犯罪率の推移（平成17年～平成21年）



犯罪率：人口一人当たりの刑法犯認知件数。

表1. 滋賀県の刑法犯認知件数(平成17年～平成21年)

年	罪種	総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯				知能犯			風俗犯				その他の刑法犯					
			計	殺人	強盗	放火	強姦	計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	計	侵入盗(空巢・忍込み等)	非侵入盗(ひったくり、車上狙い等)	うち乗物盗(自転車、自動車、オートバイ盗)	計	詐欺	その他	計	賭博	強制わいせつ	わいせつその他	計	占有離脱物横領	住居侵入	器物損壊	その他
H17		18,750	105	13	48	31	13	580	0	154	295	27	104	13,945	1,869	12,076	4,280	895	838	57	143	6	108	29	3,082	588	378	2,043	73
H18		17,969	84	13	35	19	17	536	0	160	281	16	79	13,388	1,598	11,790	4,585	803	739	64	104	0	73	31	3,054	437	339	2,182	96
H19		16,553	65	11	29	7	18	412	0	111	245	19	37	12,488	1,451	11,037	4,565	615	550	65	91	2	69	20	2,882	332	346	2,116	88
H20		15,455	62	9	32	8	13	418	0	142	223	8	45	11,678	1,146	10,532	4,489	610	552	58	70	0	51	19	2,617	319	248	1,960	90
H21		15,258	58	10	24	11	13	485	0	203	222	11	49	11,627	1,264	10,363	4,467	379	340	39	105	0	78	27	2,604	326	294	1,891	93

表2. 栗東市の刑法犯認知件数(平成17年～平成21年)

年	罪種	総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯				知能犯			風俗犯				その他の刑法犯					
			計	殺人	強盗	放火	強姦	計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	計	侵入盗(空巢・忍込み等)	非侵入盗(ひったくり、車上狙い等)	うち乗物盗(自転車、自動車、オートバイ盗)	計	詐欺	その他	計	賭博	強制わいせつ	わいせつその他	計	占有離脱物横領	住居侵入	器物損壊	その他
H17		960	8	1	5	1	1	29	0	8	14	4	3	694	77	617	206	38	34	4	5	0	4	1	186	49	20	113	4
H18		844	7	0	3	4	0	28	0	10	15	1	2	632	91	541	181	31	28	3	4	0	4	0	142	13	17	108	4
H19		757	4	0	3	0	1	28	0	10	13	2	3	571	53	518	246	31	26	5	6	2	3	1	117	7	6	98	6
H20		655	1	0	1	0	0	13	0	5	6	0	2	488	72	416	194	29	28	1	3	0	2	1	121	15	21	80	5
H21		630	0	0	0	0	0	28	0	13	11	1	3	459	49	410	192	21	17	4	10	0	5	5	112	10	18	80	4

栗東市防犯のまちづくり審議会の組織及び運営に関する規則

平成 16 年 3 月 24 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市地域安全に関する条例(平成 12 年栗東町条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき、栗東市防犯のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 防犯に関する施策の調査及び研究
- (2) 防犯に関する施策の市への提言
- (3) その他防犯に関する施策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 学識又は経験に基づく意見を求める者
- (2) 分野委員 防犯諸活動の中で得た知見に基づく意見を求める者
- (3) 市民委員 市民生活の中からの意見を求める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、防犯を所管する所属において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第38号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

栗東市防犯のまちづくり審議会委員

区 分	氏 名	備 考
学識 経験者	武邑 尚彦	会長・滋賀県立大学教授
	池崎 忠夫	副会長・栗東市暴力追放モニター
分野 委員	山本 喜三雄	栗東市自治連合会（平成20年度）
	杉本 貞夫	栗東市自治連合会（平成21年度）
	尾田 昭代	栗東市女性団体連絡協議会
	佐々木 元秀	栗東市青少年育成市民会議
	佐多 佳子	栗東市心身障害児（者）連合会
	谷口 二郎	栗東市商工会
市民 委員	北野 富士男	
	西尾 悦子	
	山本 紀子	

～ 審議経過 ～

第1回審議会（平成20年11月28日）

議題 防犯施策の取り組み状況及び今後の取り組みについて

第2回審議会（平成21年3月26日）

議題 防犯施策の取り組み状況及び平成21年度の新しい施策の提案について

第3回審議会（平成21年9月28日）

議題 防犯施策の取り組み状況及び栗東駅前の防犯対策について

オブザーバー：栗東駅東地域安全環境づくり推進協議会

副会長 小田 茂雄 氏 顧問 高西 義三 氏

総防犯ボランティア

代 表 清水 辰雄 氏 清水 幸子 氏

栗東駅前交番

所 長 山本 謙蔵 氏

第4回審議会（平成21年12月3日）

議題 防犯施策の取り組み状況及び審議会提言のまとめについて